



令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

次 第

—— 第1部 ——

- 01 障がい福祉課より伝達事項
- 02 運営指導及びよくある指摘事項について

休 憩

—— 第2部 ——

- 研修 感染症対策について
- 研修 障害者虐待防止の取組について





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

次 第

01 障がい福祉課より伝達事項

- ① 法令等の主な改正事項について
- ② 義務化となった項目について
- ③ その他伝達事項

02 運営指導及びよくある指摘事項について





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

法令等の主な改正事項について

① 法令等の主な改正事項について





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

法令等の主な改正事項について

就労選択支援について

就労選択支援とは

障害者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう
就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適正
等に合った選択を支援する新たなサービスで、令和7年10月1日
より開始されます。





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

法令等の主な改正事項について

就労選択支援について

対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者
及び
現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
を対象とします。

<令和7年10月より>

新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、原則として就労選択支援を予め利用することになります。





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

法令等の主な改正事項について

就労選択支援について

実施主体

- ① 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの
- ② その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

法令等の主な改正事項について

就労選択支援について

定員

10人以上

人員配置

- 管理者
- 就労選択支援員 15：1以上

※就労選択支援は短期間のサービスであることから、個別支援計画作成は不要のため、サービス管理責任者の配置は求めません。





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

法令等の主な改正事項について

就労選択支援について

就労選択支援員の要件

就労選択支援員養成研修を修了していること。

※就労選択支援員養成研修の受講要件

障害者の就労支援に関する基礎的研修を修了していることや
障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あること

令和7年度の就労選択支援員養成研修は、研修の質を担保する観点から、当面の間、国において10回程度実施する予定です。

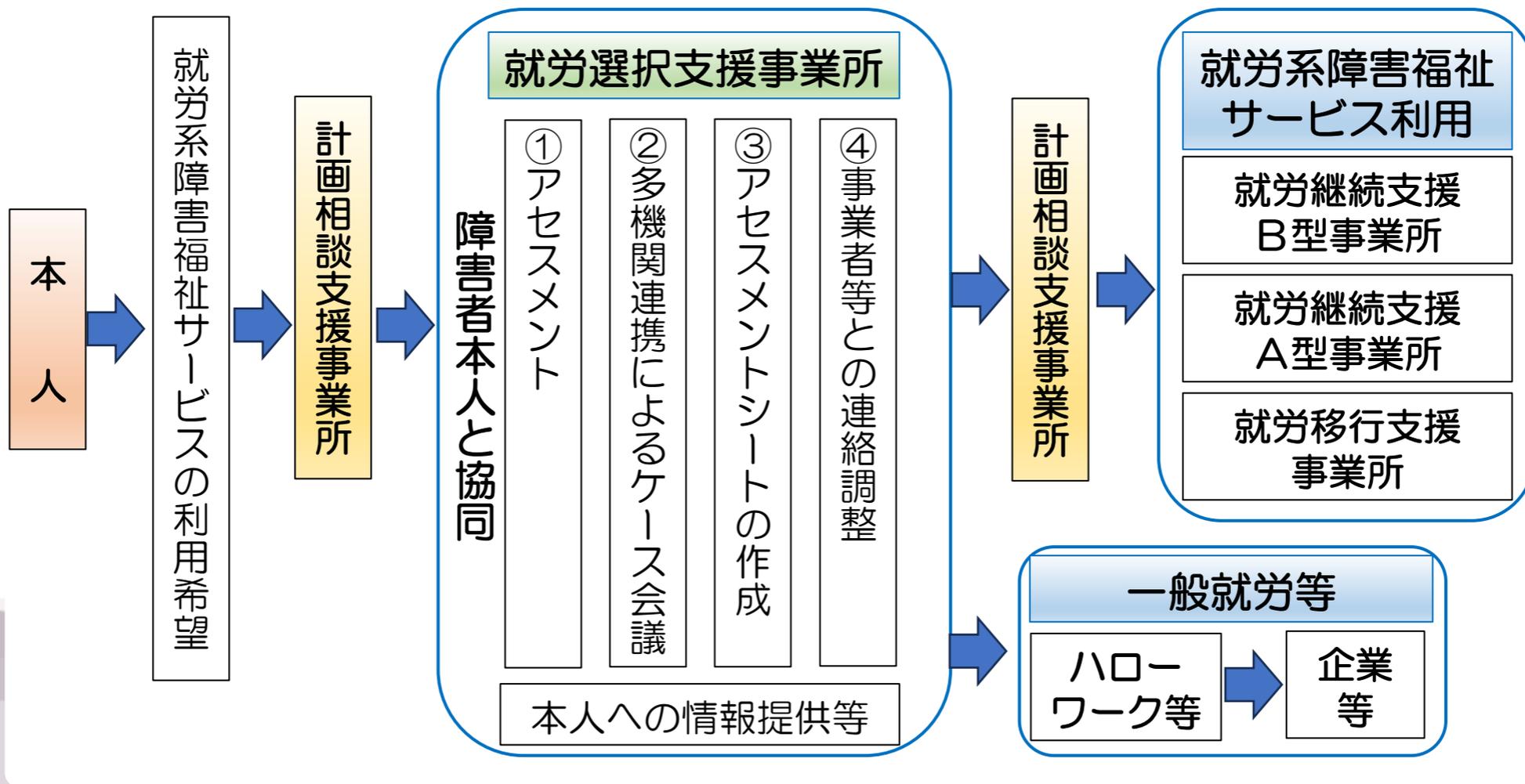




法令等の主な改正事項について

就労選択支援について

就労選択支援の主な流れ





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

法令等の主な改正事項について

就労選択支援について

留意事項

就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合が報酬算定の対象となります。利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象となりますが、連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象になりません。

※就労選択支援では

- ①作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）
- ②他機関連携によるケース会議
- ③アセスメントシートの作成
- ④事業者等との連絡調整
を本人に提供することとされています。





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

義務化となった項目

② 義務化となった項目



義務化となった項目

障害者虐待の防止・権利擁護【全サービス】

虐待防止措置

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければなりません

- ▶ 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
- ▶ 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること
- ▶ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

いずれか1つでも措置が講じられていない場合

虐待防止措置未実施減算



義務化となった項目

情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

情報公表未報告減算

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対して算定されます

情報の更新方法

障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）から更新に関するメールとID変更等のお知らせメールが配信されますので、期限内に報告をお願いします

🌟 報告の期限

4月1日より前にサービス提供を開始した事業者

7月末日

4月1日以降にサービス提供を開始した事業者

指定を受けた日から1か月以内



義務化となった項目

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

業務継続計画の策定

- ① 事業者は、**業務継続計画**を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければなりません
- ② 事業者は、従業者に対して、計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければなりません
- ③ 事業者は、定期的 to 計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする

相談支援事業所等の場合

上記①～③のうち、いずれか1つでも措置が講じられていない場合

業務継続計画未策定減算

- ※ 令和7年4月1日から、原則すべてのサービスで適用されます
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しません



義務化となった項目

感染症対策の強化【全サービス】

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じなければなりません

- ▶ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ▶ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること
- ▶ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること

 「感染対策マニュアル」及び「感染対策指針」作成に参考となる手引き、職員研修に役立つ動画等は、厚生労働省ホームページを参照ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

その他伝達事項

③ その他伝達事項



事故報告について

報告が必要となる事故等①

- 1 利用者や職員等の生命・身体に被害が生じた事故で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 医療機関の受診を必要としたもの
 - イ 送迎、行事中の事故
 - ウ 利用者同士の過失事故、自傷・他害行為による事故
 - エ 死亡事故（長期入院後に病死した場合を除く。）

- 2 感染症や食中毒による利用者や職員等の健康被害で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒、又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒、又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であって、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

甲府市保健所医務感染症課（電話055-237-8952）にも報告をお願いします。



事故報告について

報告が必要となる事故等②

- 3 自然災害（地震、台風、豪雨等）や火災などによる施設等の被害
- 4 法令違反や情報漏えいなどの不祥事、盗難等の犯罪被害
- 5 利用者に対する虐待
- 6 その他市が報告を指導したもの



事故報告について

報告の方法・報告先

○ 報告の方法

電話やFAXなどで事故等の一報を行った後に、速やかに「事故報告書」を提出してください。

※ 事故の内容に応じて、その後の状況や再発防止策の提出を求められることがあります。

【事故報告書の掲載場所】

甲府市ホームページ→暮らしのかんたん検索（障がい福祉）→事業者向け情報

→事故発生時の報告について

○ 報告先

甲府市役所 福祉部 障がい福祉課

（電話）055-237-5654

（FAX）055-237-5299



届出等に係る留意事項について

変更届の提出について①

1 指定に係る事業所の名称及び所在地等を変更する場合

○ 提出期限

変更日から10日以内

○ 提出書類

① 変更届出書

② 添付書類

※算定される単位数が変わる場合は、併せて加算の届出も必要になります。
定員の変更及び事業所所在地の変更の場合は、必ず事前に相談してください。
変更届を失念していた場合、給付費の返還が生じる場合があります。



届出等に係る留意事項について

変更届の提出について②

○ 届出が必要となる事項

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 申請書の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ③ 定款・寄附行為等及び申請者の登記事項証明書又は条例等
(当該指定に係る事業に関するものに限る)
- ④ 事業所の平面図及び設備の概要
- ⑤ 事業所の管理者及びサービス提供責任者
- ⑥ 運営規程 等

※各種届出に係る法人の定款（就労継続支援A型は除く）の提出は省略することができます。



届出等に係る留意事項について

変更申請について

2 生活介護若しくは就労継続支援A・B型の事業所で「定員の増加」を行う場合、施設入所支援で定員の増加若しくはサービスの種類を変更する場合

○ 提出期限

変更予定月の1か月前

※申請を行う前に、事前協議が必要になります。（電話による予約制）

事前協議の予約は、変更予定の2か月前から受け付けています。

○ 提出書類

① 変更申請書

② 添付書類

※算定される単位数が変わる場合は、併せて加算の届出も必要になります。

申請を失念していた場合、給付費の返還が生じる場合があります。



届出等に係る留意事項について

廃止、休止、再開届について

3 事業の廃止・休止を行う、または再開する場合

○ 提出期限

休止・廃止・再開の日の1か月前

※休止・廃止には、原則として、利用者へのサービス提供を引き継ぐ事業者の名称を届ける必要があります。

再開については、指定基準を満たしているか等を確認します。

○ 提出書類

廃止・休止・再開届出書



届出等に係る留意事項について

指定の更新申請について

4 指定を更新する場合

○ 提出期限

指定有効期限が満了する月の前月中

(例) 指定有効期限が7月31日の場合は、6月30日までに提出してください。

※ 休止中の場合、休止のまま更新はできませんので、再開届を提出後、更新申請を行ってください。

更新の案内メールを送付しておりますが、必ず各事業所で更新の時期について確認してください。

○ 提出書類

- ① 指定更新申請書
- ② 添付書類



届出等に係る留意事項について

加算等に係る届出について①

5 介護給付費等の加算等に係る変更の場合

○ 届出時期による算定開始時期

① 加算等の算定される単位数が「増える」又は「新たに算定する」場合

届出が月の15日以前の場合・・・翌月から算定開始

届出が月の16日以降の場合・・・翌々月から算定開始

※ 書類の修正等がある場合は、修正が済んだ後の受付となるため、
余裕を持った提出をお願いします。

② 加算等の算定される単位数が「減る」又は「算定されなくなる」場合

届出の時期に関わらず、減算等に該当する事実が発生した日から算定が行えません。



届出等に係る留意事項について

加算等に係る届出について②

○ 提出書類

- ① 変更届
- ② 介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書
- ③ 介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ④ 添付書類（加算により異なりますので、必ず確認してください。）



届出等に係る留意事項について

新規指定及び事業所の所在地の変更等に関する申請について

6 新規指定・事業所の所在地を甲府市に変更する場合

○ 提出期限

事業開始希望日の1か月前

※事業開始希望日のおおむね2か月前までの事前協議が必要です。（電話による予約制）

○ 提出書類

- ① 指定申請書
- ② 添付書類

※指定を受けるにあたっては、申請に先立ち、建築・消防部局、その他関係部局と連絡を取っていただき、関係法令への適合確認や必要な手続き等を完了させてください。



届出等に係る留意事項について

業務管理体制について

7 業務管理体制の届出について

○ 届出内容

① 全事業者

事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者

② 20事業所以上の事業者（※）

①に加え、法令遵守を確保するための注意事項等を記載した「法令遵守規程」

※ 事業所数は、サービス種別毎にカウントしますので、ご注意ください。

（例）居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護を行っている場合 → 4事業所

○ 届出義務のある事業者

全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が、
甲府市に所在する事業者

※ 届出内容に変更があった場合は、その旨を届け出てください。



届出等に係る留意事項について

各種記録申請等様式について

8 各種届出様式の掲載場所

甲府市ホームページ → 暮らしのかたん検索（障がい福祉） → 事業者向け情報 → 「障害児通所支援事業者の指定等」又は「障害福祉サービス事業者・障害者支援施設の指定等」又は「相談支援事業者（特定・障害児）の指定等」



甲府市ホームページ
<https://www.city.kofu.lg.jp/>

←障がい福祉



障害者支援給付費請求等における留意事項について

障害者支援給付費の請求について

- **受給者証が発行（新規・更新含む）された場合**
受給者証番号等を最新の受給者証で必ず確認してください。
（再新規の場合は新しい受給者証番号が交付されます。）
- **新規の利用者に係る請求を行う場合**
受給者番号が市外の番号になっていないか確認してください。
（「19201～」が甲府市です。）
- **新しく計画相談支援を支給する、計画相談支援の事業所を変更する場合**
計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書の提出が必要です。
（変更の場合は、変更年月日の記載をお願いします）
- **モニタリングが実施できない場合**
万が一本人都合等により、モニタリングを実施月に行えない場合は、事前に相談してください。





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

障害者支援給付費請求等における留意事項について

日中一時支援事業・移動支援事業について

- **地域生活支援事業利用者資格証の更新について**
 - すべての利用者が、毎年3月末にて更新となります。
(更新をしないと翌年度の利用はできません。)
 - 毎年4月は、新しい利用者資格証を確認してください。





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

次 第

01 障がい福祉課より伝達事項

- ① 法令等の主な改正事項について
- ② 義務化となった項目について
- ③ その他伝達事項

02 運営指導及びよくある指摘事項について





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

運営指導及びよくある指摘事項について

運営指導とは

○目的

児童福祉・障害福祉等サービスの取扱い、報酬の請求等に関する事項の周知徹底を通じて、より良い事業運営を実現する

○実施方法

- ・運営指導実施の概ね1月前までに実施通知を郵送
- ・運営指導当日に市職員が訪問し、管理者等への聞き取り、資料等の確認を実施

○主な確認項目

- ・利用者の利用実態及びサービスの質の確認
- ・法令等に基づいたサービス提供及び記録の確認

○頻度

概ね3年に1回





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

運営指導及びよくある指摘事項について

業務管理体制に関する一般検査

○業務管理体制とは

不正事案の発生防止の観点から、事業者が自主的に関係法令やこれに従って策定した規程等を遵守し、適正な事業運営を確保するための体制

○実施方法

- ・対象となる事業者へ実施通知と一般検査調査票を郵送
- ・検査は調査票の提出による書面方式
- ・提出された調査票の内容に疑義がある場合、電話等での聞き取り等による確認

○確認事項

- ・法令遵守体制の状況

○頻度

- ・概ね6年に1回





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

運営指導及びよくある指摘事項について

雇用契約について

雇用契約に係る書類が整備されていない職員がいる

職員を雇用する場合は、
賃金、労働時間、その他労働条件を書面などで明示し、交付しなければなりません

指 摘

「雇用契約書」または
「労働条件通知書」を
整備してください



知人や親族を雇う場合や、
短期間の場合であっても、必要です

必須





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

運営指導及びよくある指摘事項について

重要事項説明書について

重要事項説明書に記載されている内容に不備が見受けられる

指 摘

- ① 運営規程の概要
- ② 従業員の勤務体制
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制

必須

※ 現在
甲府市の苦情相談窓口
甲府市役所障がい福祉課
(電話055-237-5240)

要確認





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

運営指導及びよくある指摘事項について

運営規程について

運営規程に記載されている内容が、実情や他の書類と異なっている

指摘 ①
実際の職員数と異なっている

「〇名以上とする」等の表記でも
可能ですので、記載方法の見直しを
検討してください

指摘 ②
重要事項説明書の記載内容と異なっている

特に、「営業時間」や
「実費徴収の額」についての
相違が多く見受けられます
見直しを行ってください





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

運営指導及びよくある指摘事項について

感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

感染症の予防及びまん延の防止のための措置が講じられていない
【感染対策委員会の開催】 【研修及び訓練の実施】

【感染対策委員会の開催】

指 摘

感染対策担当者を選任し、利用者の状況などに応じて、定期的に開催し、記録を残してください

必須

 おおむね6月に1回以上

【研修及び訓練の実施】

指 摘

感染症まん延防止に係る研修及び訓練を実施し、必ず記録を残してください

必須

 年1回以上





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

運営指導及びよくある指摘事項について

従業者に対する研修について

事業所における研修体制について見直しが必要である

各事業者は、従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない

助言 ①

職員が研修に参加しやすいよう、
年間の研修計画を策定するなどして、
研修の機会を確保してください

助言 ②

研修を行った際は、
継続して資質向上が図られるよう、
研修の記録を整備してください





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

運営指導及びよくある指摘事項について

障害福祉サービス等情報公表システムについて

何年も事業所情報が更新されていない

助言

定期的に（少なくとも年1回）
見直し、必要に応じて修正・更新
をお願いします



管理者や職員数の相違が多く見受け
られます



▲障害福祉サービス等情報公表システム





令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

運営指導及びよくある指摘事項について

報酬について

加算の算定に当たって不備がある

要件を満たしていない

加算の要件について再度確認し、要件を満たした上で加算を算定してください

記録が保管されていない

支援等の実施が客観的にわかるよう、記録を保管してください



ご清聴ありがとうございました



令和7年度

甲府市障害福祉サービス事業者等集団指導

特定相談支援・地域相談支援・障害児相談支援

